



保育の必要性について

無償化の対象となるのは児童の保護者すべての方が、その児童を保育できないと認められる場合(保育の必要性が認定された場合)です。

児童を保育できない事由は、下記のとおりです。児童を保育できないことの証明として、保護者より下記の各証明書類等の提出が必要となります。

＜＜ 児童を保育できないと認められる事由の証明書 ＞＞		
事由	証明書の種類	備考
就労または就労内定	会社等勤務 就労証明書 ※月60時間以上の就労であること	『就労証明書』+『就労を証明できる書類』 ※自営や親族経営の事業所勤務・農業で就労されている方は、次のいずれかの写しの添付が必要となります。 【資格確認書(本人)】 ※市が発行している国民健康保険は不可 ※記号・番号は塗りつぶすこと 【自営業主】 ・確定申告書の写し ・開業届の写し(※1) ・収支の内訳が分かる書類(直近3か月分) 等 【自営業従業員・親族経営勤務】 ・給与明細の写し(直近3か月分)・源泉徴収票の写し 等
	内職 就労証明書 ※月60時間以上の就労であること ※申告等で収入が確認できる場合に限り ※毎月の収入額の報告が必要です。	
	自営業(親族経営) 就労証明書 ※月60時間以上の就労であること ※申告等で収入が確認できる場合に限り	
	農業 就労証明書 ※月60時間以上の就労であること ※申告等で収入が確認できる場合に限り	※就労実績欄は必ず記入してください。 ※その他、就労を証明できるものを求めることがあります。 ※1.開業してももないもののみ受付可能(おおむね1年程度)
疾病・心身障害等	市の様式による医師の診断書 または身体障害者手帳、療育手帳、障害年金の証書、精神障害者福祉手帳等の写し	病院様式の診断書の場合は、市様式の内容がすべて具備されているものが必要となります。
同居親族の介護・看護	介護・看護状況申告書および介護・看護中であることが確認できる書類	介護時間が、1日4時間以上、かつ月15日以上(月60時間以上)が要件となります。
妊娠・出産	妊産婦マル福受給者証の写し または母子健康手帳の写し (※出産予定日のわかるもの)	出産予定日の前6週(多胎の場合前14週)から、出産後8週の属する月の間が認定期間となります。 ※就労中でも産前産後休暇を取得されている間は「妊娠・出産」が理由となります。
就学	『就学に関する申立書(注1)』および、 『学生証の写し』または『在学証明書』・ 『学校発行の時間割表(カリキュラム)』	1日4時間以上、かつ月15日以上(月60時間以上)受講(研究)していることが要件です。
求職活動中もしくは開業準備中	①『求職活動・開業準備状況申立書』 ②『求職活動中・開業準備中であることが確認できる書類』	施設等利用給付認定後3か月以内に就労証明書等の提出がなければ利用解除となります。

※注1:時間割(カリキュラム)の内容は、学校等で受講している時間や内容に限られ、自主学習などの個人の勉強時間は、保育必要時間数としては認められません。また、「学校等証明欄」の記載のないものは無効です

注意事項

◇ 兄弟姉妹分を同時申込する場合、父・母および祖父母の証明書は原本を各1部ご用意いただき、児童1人目は原本を添付、2人目以降は写しを添付していただければ人数分用意する必要はありません。

◇ 証明内容に変更があった場合は、証明書の再提出が必要です。

変更があった場合の届出について

・次のような変更があった場合は、必ず園または子育て支援課へ書類を提出してください。

1. 父・母いずれかが仕事を辞めた場合

①転職した場合 ⇒就労証明書を提出してください。

②求職活動をする場合 ⇒求職状況申立書を提出し、3か月以内に就労証明書を提出してください。

2. 父・母いずれかが就学する場合 ⇒下記のⅠ～Ⅲを提出してください。

Ⅰ 就学に関する申立書（注1）

Ⅱ 在学証明書または学生証の写し

Ⅲ 学校発行の時間割表（カリキュラム）

3. 妊娠した場合 ⇒母子手帳または妊産婦医療福祉費受給者証のコピー

（分娩予定日を記載したページ）を提出してください。

出産後は、子育て支援課から再度通知をさせていただきます。

4. 預かり保育を使わなくなった場合 ⇒取消届を提出してください。

5. 下妻市から転出する場合 ⇒取消届を提出してください。

6. その他 ⇒子育て支援課までお問合せください。

注1：時間割の内容は、学校等で受講している時間や内容に限られ、自主学習などの個人の勉強時間は保育
必要時間数としては認められません。また、『学校等証明欄』の記載がないものは無効です。

※書類は園、子育て支援課にあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

下妻市

子育て支援課 子ども保育係

TEL 0296-45-8120